

# 帯広しんきん WEBバンキングサービス利用規定

2023年3月6日現在

## 1. WEBバンキングサービス

- (1) WEBバンキングサービスとは  
WEBバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます。）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます。）を用いた依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会等の取引を行うサービスをいいます。  
ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引を、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (2) 利用資格者  
本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様を、本サービスの利用資格者とします。  
なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者IDまたは各種パスワードの不正使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。
- (3) 使用できる端末  
本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限り、ます。  
なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。
- (4) 契約の成立  
本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。
- (5) 本サービスの取扱時間  
本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。  
ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。  
また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。
- (6) 手数料等
  - ① 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の基本手数料（以下「利用手数料」といいます。）をいただく場合があります。  
この場合、当金庫は、利用手数料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」から、当金庫所定の日に自動的に引落とします。  
なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。  
また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類に限るものとします。
  - ② 前号の本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。  
なお、提供するサービスの変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。

## 2. 本人確認

- (1) 本人確認の手段  
契約者IDおよび以下に定める各種パスワード等により、お客様本人の認証を行うものとします。
- (2) ワンタイムパスワード  
お客様は、本サービスのご利用開始時に、別に定める「ワンタイムパスワードサービス利用規定」に従い、当金庫所定の方法により申込むものとします。
- (3) ログインパスワード  
お客様は、本サービスのご利用開始前に、当金庫所定の方法によりログインパスワードを登録するものとします。

なお、ログインパスワード変更時における本人確認方法は、以下に定めるとおりとします。

- ① 契約者 I D およびお客様が届け出されたログインパスワードを端末からお客様自身が入力します。
- ② 当金庫は、お客様に入力いただいた内容と、当金庫に登録されている内容が各々一致した場合、お客様本人であることを確認します。

(4) 資金移動用パスワード

資金移動用パスワードは、お客様が指定する暗証番号とし、当金庫所定の方法により届け出るものとします。

本パスワードは、前 2 項ワンタイムパスワードの利用登録時の認証パスワードおよびワンタイムパスワードの認証システムに障害が生じたときに、代替認証パスワードとして利用します。

(5) 本人確認手続き

① 取引の本人確認および依頼内容の確認

お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。

A. ログインパスワード、契約者 I D、ワンタイムパスワード等を端末の画面上でお客様自身が入力します。

B. 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されているログインパスワード、契約者 I D、ワンタイムパスワード等の一致により、次の事項を確認できたものとして取扱います。

(A) お客様の有効な意思による申込みであること。

(B) 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

② 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施したうちは、ログインパスワード、契約者 I D およびワンタイムパスワードにつき不正使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

ただし、契約者 I D および各種パスワード、その他の情報・機器等の盗取等により第三者に本サービスを不正に利用されて行われた資金移動等の取引による損害については、当金庫はご契約先に対して第13条に定める条件に従いこれを補てんします。

(6) パスワード等の管理

① 各種パスワードは、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。

また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。

② 各種パスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。

③ 各種パスワードの誤入力、当金庫が定める所定の回数を超えて行われた場合、本サービスの利用を停止しますので、速やかに当金庫にご連絡いただき、再開手続きをお取りください。

### 3. 取引の依頼

(1) サービス利用口座の届出

① お客様は、本サービスで利用する口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫宛に届け出てください。

当金庫は、お届出いただいた内容に従い、サービス利用口座として登録します。

ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

② サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の方法により届け出てください。

③ 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうちは、それらにつき偽造、変造その他事故があってもそのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

(2) 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第 2 条に定める本人確認の終了後、お取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により、正確に当金庫に伝達することで行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

(3) 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受付けした場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

#### 4. ご利用限度額

1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、お客様が端末により設定した金額とします。

ただし、その上限は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

なお、1日あたりのご利用上限金額は、日本時間の午前0時を基準時として毎日確定させることとし、以下同様とします。

#### 5. 資金移動

##### (1) 取引の内容

- ① 本サービスは、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「振込指定日」といいます。）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払元口座」といいます。）よりお客様の指定する金額を引落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振込先口座」といいます。）宛に振込依頼を発信する取引を指します。

なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料をお支払いいただきます。

- ② 支払元口座と振込先口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」とし、支払元口座と振込先口座が異なる当金庫本支店にある場合、振込先口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または、支払元口座と振込先口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

- ③ ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払元口座から振込金額および振込手数料の合計金額または振替金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きを行います。

- ④ 支払元口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

- ⑤ 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。

A. 振込または振替時に、振込金額と振込手数料との合計金額または振替金額が、支払元口座の払戻可能残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。

B. 支払元口座が解約済のとき。

C. お客様から支払元口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。

D. 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。

E. 振替取引において、振込先口座が解約済などの理由で入金できないとき。

F. その他、振込および振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。

- ⑥ 振替取引において、振込先口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払元口座へ戻し入れます。

なお、振込取引において、振込先口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理するものとします。

##### (2) 振込指定日

振込依頼の発信は、原則としてお客様が指定された振込指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。

なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行いますが、入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

ただし、振込依頼日当日を振込指定日として指定した際、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限

を過ぎている場合または受付日が休業日の場合は、「翌営業日扱い」とし、当金庫所定の翌営業日に「振込先口座」宛に振込依頼を発信します。

(3) 依頼内容の変更・組戻し

- ① 振込取引において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払元口座がある当金庫本支店の窓口において、次のA. およびB. の訂正の手続により取扱います。  
ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続きにより取扱います。
  - A. 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払元口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - B. 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- ② 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払元口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。
  - A. 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻し依頼書に、当該取引の支払元口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - B. 当金庫は、組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - C. 組戻しされた振込資金は、当金庫所定の方法により当該取引の支払元口座へ戻し入れます。
- ③ 前2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。  
この場合には、受取人との間で協議してください。
- ④ 訂正依頼書または組戻し依頼書等に使用された印影（または署名）と届出の印鑑（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ⑤ 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。
- ⑥ 本項に定める依頼内容の変更・組戻しを行った場合、第1項第1号の振込手数料は返還しません。
- ⑦ 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料をお支払いいただきます。

## 6. 照会サービス

(1) 取引の内容

お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内にお取引のあった明細に限ります。

(2) 照会後の取消、変更

お客様からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 7. 通知サービス

(1) 取引の内容

お客様がサービス利用口座として登録された口座につき、入出金取引等が発生した際に、お客様の指定するメールアドレスに電子メールを送信し、お取引の旨をお知らせします。

(2) 送信の遅延・不達

通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となる恐れがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。

なお、前記の事由による遅延もしくは不達のために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 8. 税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」

(1) 取引内容

- ① 税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下「各種料金払込」といいます。）は、「端末」を用いて送信された「ご契約先」からの依頼にもとづき、「サービス利用口座」として届け出されている口座から指定の金額を引き落とし、当金庫が収納契約を締結している所定の収納機関に対し

て、当該引き落とし金を各種料金の支払いとして払い込むことができるサービスをいいます。

- ② 「各種料金払込」は、納税準備預金を除く「サービス利用口座」から利用できるものとします。
- ③ 「各種料金払込」は、当金庫所定の収納機関が「ご契約先」へ送付される料金等の納付請求書に「ペイジーマーク」（日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定めた統一マーク）が付されているものに限り利用できるものとします。

## (2) 取扱方法

- ① 「ご契約先」の「端末」において、当金庫が定める方法および操作手順に従って、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他、当金庫所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を行ってください。

ただし、「ご契約先」が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、当該請求情報または納付情報が引継がれます。

- ② 前項の照会または引継ぎの結果として、「ご契約先」の「端末」の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、「サービス利用口座」の番号、「ワンタイムパスワード」その他金庫所定の事項を正確に入力してください。

- ③ 以下の各号のいずれかに該当する場合、取扱いはできません。

- A. 申込内容に基づく払込金額に当金庫所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点において「サービス利用口座」より払戻可能残高（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超えるとき
- B. 「サービス利用口座」が解約済みするとき
- C. 「サービス利用口座」に関して支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行ったとき
- D. 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不適当と認めたとき
- E. 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき
- F. その他当金庫が必要と認めたとき

## (3) 利用手数料

- ① このサービスの利用にあたっては、当金庫所定の利用手数料をお支払いいただく場合があります。
- ② 利用手数料につきましては、「ご契約先」に個別に通知することなく変更する場合があります。

## (4) 「サービス利用口座」からの引き落とし

「各種料金払込」金額および利用手数料の「サービス利用口座」からの引き落としは、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳、払戻請求書、キャッシュカード、または当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取扱います。

## (5) 払込限度額

- ① 1回あたり、および1日あたりの「各種料金払込」の払込金額は、当金庫所定の金額（以下「取引限度額」といいます）の範囲内とします。
- ② 払込金額の限度を超えた払込依頼については、当金庫は、払込依頼を実行する義務を負わず、そのために「ご契約先」に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- ③ 「取引限度額」につきましては、「ご契約先」に通知することなく変更する場合があります。

## (6) 利用時間

「各種料金払込」の利用時間は、当金庫が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当金庫の定める本サービスの取扱時間内でも利用ができないことがあります。

なお、収納機関の利用時間につきましては、収納機関に直接お問い合わせください。

## (7) 領収書の発行

当金庫は、「各種料金払込」にかかる領収書（領収証書）は発行いたしません。

収納機関の収納情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

## (8) 依頼内容の確認

「各種料金払込」の依頼が確定した場合、「ご契約先」は、当金庫が送信する受付結果を端末の画面で必ず確認するものとします。

また、口座情報照会、払込結果照会または通帳記帳等をおこなうことによっても払込結果を確認するもの

とします。

(9) 依頼内容の取消、変更

各種料金払込にかかる取引依頼が確定した後の取消、変更はできません。

ただし、収納機関からの連絡にもとづき取り消される場合は、この限りではありません。

(10) 利用停止

「ご契約先」が当金庫または収納機関所定の回数を超えて収納機関が指定する項目の入力を誤った場合は、「各種料金払込」の利用が停止されることがあります。

各種料金払込の利用を再開するには、「ご契約先」は、当金庫または収納機関所定の手続を行うものとします。

(11) 払込内容の照会

収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については、「ご契約先」が直接収納機関へ問い合わせるものとします。

(12) 取引履歴照会

「端末」を用いて送信された「ご契約先」からの依頼にもとづき、各種料金払込の依頼内容および取引状況を照会する場合に利用するサービスをいいます。

ただし、すでに応答した内容について、訂正依頼その他相当の事由がある場合、「ご契約先」に通知することなく変更または取消をおこなうことがあります。

## 9. 事故届受付サービス

お客様が、サービス利用口座として登録された口座の、通帳・印鑑・キャッシュカード等の盗難・紛失等の事故が発生した場合、それらの事故について本サービスに登録いただくことで、一時的にその口座の取引を停止することができます。

なお、事故の届出後、取扱店の窓口において当金庫所定の事故届の手続が必要となりますので、お客様ご本人が速やかにご来店ください。

## 10. 住所等変更サービス

お客様が当金庫に届出を行っている事項のうち、住所および電話番号（自宅または携帯）について、お客様の指定する内容への変更を行うことができます。

ただし、法人または次の何れかのお取引がある個人のお客様は、このサービスより住所等変更のお申込みを受付けた場合でも、別途届出または確認書類が必要となります（電話番号のみの変更を除きます。）ので、お手数ですがお届出印をお持ちのうえお取引店窓口へお申し付けください。なお、マイナンバーの提示が必要となる場合もあります。

- (1) 当座預金
- (2) 財形預金
- (3) 非課税貯蓄申告（マル優・特別マル優）
- (4) 成年後見制度
- (5) 公共債（国債・帯広市公募公債等）
- (6) 投資信託
- (7) 融資（事業性融資・住宅ローン）
- (8) 貸金庫
- (9) でんさい

## 11. 届出事項の変更等

本サービスに係る届出印鑑を紛失したときは、第9条の定めによりお手続きください。また、印鑑、氏名等の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。住所、電話番号（自宅または携帯）の変更は、第10条の定めによりお手続きください。

この届出の前に生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

## 12. 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内

容を正当なものとして取扱います。

### 13. 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

### 14. 不正な資金移動等

#### (1) 補てんの請求要件

契約者IDおよび各種パスワード、その他の情報・機器等の盗取等により第三者に本サービスを不正に利用されて行われた資金移動等の取引による損害については、ご契約先の責によらず生じ、かつ次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫が別途定める基準に基づき、補てんを請求することができます。

- ① 第三者に本サービスを不正に利用されたことに気づいてから直ちに当金庫へ通知が行われていること。
- ② 当金庫の調査に対し、ご契約先より十分な説明が行われていること。
- ③ 当金庫に対し、被害状況を説明し、かつ警察署に被害届を提出していること、その他契約者IDおよび各種パスワード、その他の情報・機器等の盗取等により第三者に本サービスを不正に利用されたことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、当金庫の調査に協力していること。

ご契約先から補てん請求がなされた場合、不正な資金移動等がご契約先の故意または過失による場合を除き、当金庫は、当金庫への通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の全部または一部を第2条第5項第2号本文の指定にかかわらず補てんするものとします。

ただし、不正な資金移動等がご契約先の過失による場合においても、当金庫は、当金庫の判断により、事案の内容に応じて、ご契約先の損害の全部または一部を補てんすることがあります。

#### (2) 補てんの請求対象外要件

前項の定めは、前項に係る当金庫への通知が、契約者IDおよび各種パスワード、その他の情報・機器等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

また、次のいずれかに該当する場合も当金庫は補てんいたしません。

- ① 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - A. ご契約先の配偶者、二親等以内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
  - B. ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合

### 15. 免責事項等

#### (1) 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

ただし、第14条に定める補てんの請求要件に該当する場合にはこの限りではないものとします。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ② 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

#### (2) 通信経路における安全対策

お客様は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

(3) 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客様の責任において確保してください。

当金庫は、当契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

## 16. 解約等

(1) 都合解約

本契約は、お客様または当金庫いずれか一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。

(2) 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。

(3) サービスの強制解約

ご契約先が、以下の各号のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。

- ① 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- ② 利用手数料の支払いが遅延した場合
- ③ 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- ④ 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合
- ⑤ 支払いの停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき
- ⑥ 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき
- ⑦ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ⑧ 当金庫の規定に違反するなど、当金庫がサービスの中止を必要とする相当の事由があったとき
- ⑨ サービス利用口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑩ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - A. 暴力団
  - B. 暴力団員
  - C. 暴力団準構成員
  - D. 暴力団関係企業
  - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - F. その他前各号に準ずる者
- ⑪ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為

## 17. 通知等の連絡先

当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。



また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 18. 規定等の準用

本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

## 19. 規定の変更等

当金庫は、この規定の各条項その他の条件(この規定の各条項において個別に変更する必要がある旨を定めるものを含みますが、これらに限られません)を変更する必要がある場合には、お客様に個別に通知することなく、店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で、変更する旨、変更後の内容および変更の効力発生日を周知することにより合理的な範囲で任意に変更できるものとし、変更の効力発生日以降は変更後の内容により取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

## 20. 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

## 21. 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

## 22. 譲渡・質入・貸与の禁止

本取引に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

## 23. サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

## 24. ワンタイムパスワードサービス

本サービスの付帯サービスである「ワンタイムパスワードサービス」を利用する場合は、本規定とともに別に定める「ワンタイムパスワードサービス利用規定」に従い取扱うものとし、

## 25. 外部サービスからのご利用

外部サービスから本サービスを利用する場合は、本規定とともに別に定める「しんきんインターネットバンキングAPIサービス利用規定(個人用)」に従い取扱うものとし、

以上